

株式会社TVer

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

当社では、仕事と生活の調和が図れる働きやすい雇用環境のもと、社員一人ひとりが能力を発揮し、活躍できる労働環境整備を行うために次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日(3年間)

2. 当社の課題

- 女性の採用が男性採用に比べ少なく、伴い労働者に占める女性労働者の割合が低い
- 女性管理職割合が低い

3. 目標と取組

目標1: 全労働者に占める女性労働者の割合を30%以上とすべく努力する

取組

- 2025年4月～
採用活動において活躍している女性社員の事例を紹介し、女性労働者が活躍できる労働環境の企業であることをPRしていく
引き続き性別に関係ない、公平な選考を行う
- 2025年7月～
長期的なキャリア形成を行えるよう等級毎の研修を実施する
- 2026年4月～
研修の継続および研修内容の充実

目標2: 女性管理職比率を12%以上とする

取組

- 2025年4月～
男女公正な昇進基準となっているか検証・見直しを行う
管理職層に対して、コンプライアンスの徹底とともに女性の活躍推進に関する意識向上を図る
管理職候補となる男女労働者に対して、育成研修を実施する
- 2026年4月～
全従業員に対して、コンプライアンス研修の実施(コンプライアンスの徹底とともに女性の活躍推進に関する意識向上を図る)

目標3: 全社平均の有給休暇取得率を70%以上とする

取組

- 年次有給休暇および各種特別休暇取得の促進を行う
- 目標に向け、有給休暇取得率を部門へ定期的に共有し、業務の調整を行い効率的に休暇を取得できる環境づくりを行う